

## 所得段階別介護保険料(令和8年度)

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	年額保険料
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者または、 前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 82.65万円以下の方	0.25 (軽減措置後) 19,800円 (軽減措置後)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 82.65万円を超え120万円以下の方	0.45 (軽減措置後) 35,700円 (軽減措置後)
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 120万円を超える方	0.685 (軽減措置後) 54,300円 (軽減措置後)
第4段階	世帯員に市民税が課税され ている方がいる が、本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 82.65万円以下の方	0.85 67,400円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金の年額の合計額が 82.65万円を超える方	1.00 (基準額) 79,200円 (基準額)
第6段階	本人に市民税が課税されて いる	前年の合計所得金額が 80万円未満の方	1.15 91,100円
第7段階		前年の合計所得金額が 80万円以上125万円未満の方	1.20 95,100円
第8段階		前年の合計所得金額が 125万円以上210万円未満の方	1.30 103,000円
第9段階		前年の合計所得金額が 210万円以上400万円未満の方	1.50 118,800円
第10段階		前年の合計所得金額が 400万円以上420万円未満の方	1.70 134,700円
第11段階		前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	1.90 150,500円
第12段階		前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	2.10 166,400円
第13段階		前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	2.30 182,200円
第14段階	前年の合計所得金額が 720万円以上の方	2.40 190,100円	

※課税年金…障害年金または遺族年金等の非課税年金以外の市民税の課税対象となる公的年金です。

※合計所得金額…「収入」から「必要経費など」を控除した額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

・第1～5段階の合計所得金額は、「公的年金等に係る雑所得」を控除し、給与所得が含まれる場合は、給与所得から最大10万円を控除した額を用います。

・全段階の合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」を控除した額を用います。

※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。